

ロシア知的財産権ニュースレター

2013 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2013 年度内に 4 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2013 年 3 月～2013 年 5 月分)

統一経済圏商標制度創設の動き

2012 年 12 月 20 日、関税同盟域内における統一経済圏商標制度の創設に関する条約案が公表された。同条約案によると、同制度の登録対象は商標権、サービスマークおよび原産地表示となっている。欧州連合(EU)の共同体商標のように同加盟国域内で単一の商標権等を導入することを目的とする制度だが、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)のような共同商標庁は設立せず、審査は各国特許庁で実施される。また、すべての国で審査をクリアしなければ統一商標として登録されない仕組みとなる見通しである。

ライセンス契約終了後の著作権の使用に対し百万ルーブルの賠償金

アニメ映画スタジオ「Mel'nitsa (メリニツァ)」(原告)は以前、玩具メーカー「Umnaya Bumaga (ウムナヤ・ブマガ)」(被告)とアニメキャラクターの画像の複製・頒布に関するライセンス契約を締結していた。その使用許諾契約は 2009 年に終了していたが、被告は原告の許可を得ることなく、前述の画像の複製・頒布を継続していた。事実上、同契約終了後 3 年間にわたり著作権の排他的権利を侵害していたことになる。3 月 5 日、原告は被告に対し百万ルーブルの賠償金を請求する訴訟をサンクトペテルブルグ市およびレニングラード地方商事裁判所に提起し、勝訴した(事件番号第

A56-78147/2012 号)。

ロシア企業が商標「GUINNESS」の不使用取り消しを請求

3 月 13 日、「Diageo Ireland (ディアジオ・アイルランド)」(原告)は、「Aqualife (アクアライフ)」(被告)が GUINNESS (ギネス)ビールを権利者の同意なく違法に輸入したとし、モスクワ市商事裁判所に提訴、5 万ルーブルの賠償金を請求した(事件番号第 A40-36107/2012 号)。被告は、当該商品は一般市場で第三者から購入したものであり、したがって商標の違法使用には当たらないと主張した。これに対し原告は、民法第 1484 条および最高商事裁判所幹部会書簡第 122 号(2007 年 12 月 13 日)第 15 項によると、ラベルに商標が付された商品の輸入は、商標の使用の 1 つの方法と見なされると主張した。原告の請求は全面的に認められた。

上述の結果を受けて、5 月 28 日、被告は原告に対し、「商品およびサービスの国際分類」第 32 類(ビール)に関する商標登録番号第 23486 号、第 305672 号、第 315172 号第 69506 号の不使用取り消しをモスクワ市商事裁判所に請求した(事件番号第 A40-166414/2012 号)。本請求は棄却された。

検索連動型広告のキーワードとしての商標は 権利侵害には該当しない

4月9日、自然食品メーカー「KM Elit(カーエム・エリト)」(原告)は、「Yandex LLC(ヤンデックス)」と「Google LLC(グーグル)」(被告)を、原告が所有する商標を検索連動型広告の検索キーワードとして違法使用したとしてモスクワ市商事裁判所に提訴した(事件番号第A40-164436/2012号)。同裁判所は、ウェブ上での検索キーワードとして使用は、商標の使用と見なすことはできないとした。裁判官は民法第1484条に基づき、商標の主な目的は商品およびサービスを区別することであり、従って検索ボックスに当該商標を入力することを商標の使用と見なすことはできないと判断した。

第一副首相が並行輸入合法化を支持

4月15日、イーゴリ・シュワロフ第一副首相は、並行輸入の合法化という連邦反独占局の提案を支持する考えを示した。一方で、経済発展省、産業商務省、連邦知的財産局(ロスパテント)は、合法化に反対している。本件については、ビジネス界や政府でも依然として賛否両論分かれており、議論が継続している。

商標「インフィニティ」を巡る訴訟は和解で終結

1月10日、日産自動車株式会社(原告)は、モスクワ市商事裁判所に対して、Comp'yulink(コンピュリンク)(被告)が所有する「INFINITY(インフィニティ)」および「CLR INFINITY(CLR インフィニティ)」の2つの商標の不使用取り消しを求める訴訟を提起していた(事件番号第A40-428/2013号、第A40-429/2013号)。5月14日、両当事者は双方の請求に関する和解協定に署名、その結果、原告は被告に対し「INFINITY」という商標のコンピューター製品への使用は認めた。

模倣品販売に対し懲役2年の判決

建設資材の模倣品を違法に販売した外国人2名に対して刑事訴訟が提起された。捜査期間(約6カ月間)中に被疑者は逮捕された。被疑者は、罪状(商標の違法使用)を認め、寛大な措置を求めた。しかし、被疑者が捜査当局にあまり協力せず、損害も賠償しなかったことから、裁判官は懲役2年の判決を下した。

知的財産裁判所が案件審理を開始

7月3日、知的財産裁判所(ホームページURL:<http://ipc.arbitr.ru/>)が案件審理を開始した。同裁判所は2013年2月に設立されて以降、裁判官の任命等本格稼働に向けて準備を進めていた。

2. 今回の話題:アプリケーションへの商標の使用を巡る裁判

～ロシア鉄道 VS アップル(事件番号第A40-1849/2013号)～

2013年1月14日、ロシア鉄道(原告)は、原告の周知商標であるРЖД(RGD)を違法使用したとして、アップル(被告)をモスクワ市商事裁判所に提訴した。原告は、被告がアップルストアのアプリケーションに原告の商標を使用したことで、被告が原告の所有する商標権を侵害したと主張している。原告は被告に対して200万ルーブルの賠償金(ロイヤルティーの2倍)を請求した。一方、被告は現時点では原告の請求を認めていない。

原告(ロシア鉄道)の主張

アプリケーション名への商標「RGD」の使用は、民法に基づく商標の使用に該当することは明白であるため、特に証拠を必要としない。アプリケーション名は、商標を全体のアイデンティティまで完全にコピーしたものである。

当該アプリケーションが独立した立場のエンジニア(被告の従業員ではない)によって開発されたものだとは言え、被告はデータを配信し、当該アプリケーションによる総利益の30%を得ていることで商標を使用していると言える。最高商事裁判所は以前、プロバイダーまたはソーシャルプラットフォームが、情報の配信に影響を及ぼす、あるいは情報を統制することができる場合には、当該プロバイダーは知的財産権侵害に責任を負うと見なすことができるという判決を下している。プロバイダーまたはソーシャルプラットフォームがそのような情報の掲載により利益を得られることが証明されたら、当該プロバイダーは賠償責任も負うことになる。

被告は当該アプリケーションが掲載されているサイトのドメイン「apple.com」の管理者であるため、被告はアプリケーションの掲載や配信などを統制できる。

被告(アップル)の主張

本件は不適切な請求である。当該アプリケーションを開発していないし、ウェブサイトやアップルストアに掲載していない。

アプリケーション開発者は、独立した立場のエンジニアであり、開発者名はアプリケーションについての説明に記載されている。ウェブサイトとアップルストアへの掲載はいずれも自動プロセスであって、制御または監督はされていない(また技術的にできない)。

いかなるアプリケーションの使用からも手数料を得ていないし、手数料は商標の使用とは関係がない。得ているのは、自社が所有するプラットフォームの使用料である。

アプリケーション自体の目的は、消費者を誤認させることではなく、原告のサービスを利用するのに当該アプリケーションが役立つと理解してもらうことである。

本事件の進捗状況

4月4日に行われたモスクワ市商事裁判所(第1審)の審理で、裁判官が両当事者に和解協定への署名を提案した。次回の審理は11月26日に予定されている。

本事件の今後の見通しに関する見解(著者:TM DEFENCE Legal Services 社のヤナ・ブルートマン弁護士)

今後の展開としては、上述の両者がそれぞれ求める結末のいずれにもなり得る。一方では、被告はすでにスイス鉄道との同様の訴訟で敗訴している前例がある。その際、両当事者は和解協定に署名し、被告はスイス鉄道に対し 2,100 万ドルの賠償金を支払っている。今回原告が請求している賠償金 200 万ルーブルは、同様の訴訟の場合と比べ、また原告と被告の収益を考慮すると、穏当な請求と言える。

他方、原告の商標は、ソフトウェアのサービス分類では登録されていない。当該アプリケーションが目指したのは、iPhone (アイフォン) および iPad (アイパッド) ユーザーが原告のサービスをより簡単に利用できるようにすることだったことを考えると、原告が被告は消費者を誤認させようとしたことを証明するのは容易ではないと言える。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。